

令和3年4月1日

各位

大分県大分市花園三丁目2番10号
大分県農業協同組合
代表理事理事長 平間 悟

合併のお知らせ（農業協同組合法第68条の2第1項に規定する事項を記載した書面）

当組合は、当組合を吸収合併存続組合、玖珠九重農業協同組合（主たる事務所所在地：大分県玖珠郡玖珠町大字帆足357番地の1）、九重町飯田農業協同組合（主たる事務所所在地：大分県玖珠郡九重町大字田野1624番地の21）を吸収合併消滅組合とし、玖珠九重農業協同組合、九重町飯田農業協同組合の権利義務一切について当組合が承継する吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を令和3年4月1日をもって行いましたので、本件吸収合併につき、以下のとおり農業協同組合法第68条の2第1項に規定する事項を記載し、これを当組合の主たる事務所（本店）に備え置きます。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

令和3年4月1日

2. 債権者保護手続の経過

当組合は、農業協同組合法（以下「法」という。）第65条第4項において読み替えて準用する法49条第2項および第3項の規定により、令和2年7月10日付の官報により同条第2項に掲げる債権者に対する合併についての異議申述公告を行い、かつ、令和2年7月10日付にて官報のほか定款の定めに従いホームページへの掲載による電子公告をいたしました。異議申述期間である令和2年8月10日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 合併差止請求の経過

吸収合併消滅組合における法第65条の4第1項及び第2項の規定による請求に係る手続きについて該当事項はありませんでした。

4. 吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

当組合は、玖珠九重農業協同組合より資産総額258億2千9百万円および負債総額237億7千万円を、九重町飯田農業協同組合より資産総額52億6千5百万円および負債総額43億6千4百万円を承継するとともに、合併日（令和3年4月1日）において玖珠九重農業協同組合、九重町飯田農業協同組合が有していた権利義務の一切を承継いたしました。